

(別紙様式1)

## 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 和歌山県

農業委員会名： 橋本市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,895
自給的農家数	869
販売農家数	1,026
主業農家数	161
準主業農家数	234
副業的農家数	631

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,793
女性	942
40代以下	202

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	44
基本構想水準到達者	26
認定新規就農者	12
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	630	850	—	—	—	1,480
経営耕地面積	351	474	42	432	0	825
遊休農地面積	56	22	17	5	0	78
農地台帳面積	1,138	998	—	—	—	—

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 33 年 7 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	—
中立委員	—	1
その他	—	5

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	9

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,480ha	145ha
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地が増加している。小規模農地やそういった農地の地権者数も多い。条件の悪い農地もあることと利用集積により農地を耕作している農家に対する働きかけが不足していること等からも集積が進まず、農地の有効利用を図る上で課題となっている。また、担い手の減少により担い手への集積も減少している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 134ha (うち新規集積面積 10ha)
	目標設定の考え方:前年の目標とほぼ同水準とする。
活動計画	<p>借り受け希望者に対して、農地銀行制度を活用し、すぐに耕作可能な農地を中心に積極的に貸し付け希望農地に関する情報提供を行う。また、農地銀行による貸借だけでなく農地中間管理事業についても説明し集積につなげる。</p> <p>できる限り一地区について特定の者(数名)に集積して作業効率が上がるよう農地の集団化を図る。そのため担い手(認定農業者等)の増加に努め、担い手へも貸し付け農地の情報を提供し集積が進むよう務める。</p> <p>遊休農地について意向調査を行ったので、農地銀行や農地中間管理事業の説明を行い登録を増やす。</p> <p>さらに農業委員会だよりや農業委員会ホームページを使って農地銀行制度や貸し付け希望農地の情報を発信し、貸し手と借り手の登録増加につなげる。</p>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何をを行うのか等詳細かつ具体的に記入

### Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	3経営体	2経営体	4経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1.1ha	1.3ha	3.6ha
課題	農産物価格の低迷や不安定化や後継者不足、農地取得の下限面積等の問題から農業経営に参入する者は少ない。 今後誰でも農地を取得しやすくするために下限面積の緩和についても視野に入れる必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	10ha
活動計画	新規就農担当課と連携し、相談者あるいは希望者には就農関連補助事業等、農業経営参入への各種サポートがあること、市内で新規就農者への農業研修を行っている農家があること等を説明し、新規参入につなげる。 また、先進地視察を行い、知識の幅を広げる。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

### Ⅳ 遊休農地に関する措置

#### 1 現状及び課題

現状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,536ha	78ha	5.1%
課題	農家の高齢化が進み、後継者もなく耕作できない農地が増加している。また相続により不在地主が農地の管理に困っている現状や中山間地では有害鳥獣被害により耕作意欲をなくす農家も見受けられる。こうした農地をどのように活かすかが検討課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

## 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 7.8ha	
		目標設定の考え方:前年度実績から見て非常に難しいが、本年も約1割解消を目指す。	
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25人	8月～10月
		調査方法	農業委員・農地利用最適化推進委員が、調査期間内に25人全員で延べ300日間現地調査を行い、データを事務局に提出する。なお、今回は利用集積できそうな農地をピックアップしておく。調査結果が出たら利用意向調査を行う。
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	12月	
その他	<p>荒廃農地の内、山林化しているなど復元することが著しく困難な農地、もしくは復元しても継続利用ができないと見込まれる農地について、当該農地は非農地であると判断し、農家台帳の整理・所有者に対する「非農地通知」の発出等の事務手続きを行う対象地域の選定を行う。</p>		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,480ha	0.2ha
課 題	<p>農地法の規定に基づく転用申請が必要であることをよく理解していなかったことによる違反転用が多いため、今後各種媒体を利用して周知を図る必要がある。</p>	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の活動計画

活動計画	<p>農地の利用状況調査においては、小規模面積の農地の詳細な調査も行き、違反転用されている農地の発見につなげる。転用案件に係る現地確認の際等に随時農地パトロールを行い、違反転用の早期発見・未然防止を図る。 上記活動と併せて農業委員会だよりや市ホームページ等を活用し周知を図る。</p>
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入